

関 係 各 位

通関関係書類の提出先等について

これまで、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「システム」という。）により区分1に選定された申告等に係る申告関係書類の提出先については、通関業者が希望する官署への提出を認める取扱いを行ってきたところですが、平成26年6月2日提出分の通関関係書類から、区分2及び区分3となった場合であっても、一定条件のもと、申告官署以外の官署への提出を認めることとし、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、システム業務の対象となっていない減免戻し税関係手続に係るものについては、審査区分を問わず、本取扱いの対象外としますので、ご留意ください。

また、本取扱いの実施に伴い、平成24年10月付「輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱い（区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等ガイドライン）」は廃止します。

記

1. 対象官署

大阪税関管内全官署

2. 取扱い範囲

大阪税関管内の官署宛にシステムにより行われた、下記（1）及び（2）に定める申告等を本取扱いの対象とします。ただし、システム業務の対象となっていない減免戻し税関係手続に係るもの及び区分2又は区分3の申告等であって、裏落し等税関の確認が必要なものに係る通関関係書類の提出先は、申告官署に限ることとします。

- （1）輸出申告又は積戻し申告（特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告を含む。）
- ① 区分1に選定された申告のうち、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日付財関第142号）（以下「システム通達」という。）第4章第1節1-4の規定により通関関係書類の提出が必要な申告
 - ② 区分2、区分3に選定され、通関関係書類が電磁的記録により提出された申告のうち、システム通達第4章第15節15-1（6）の規定により通関関係書類の原本を書面により提出又は提示が必要な申告（許可前に原本性の確認が必要な書類を含む申告を除く）。
- （2）輸入（納税）申告、輸入許可前引取承認申請、蔵入承認申請、移入承認申請、総保入承認申請、輸入（引取）申告（以下「輸入申告等」という。）及び特例申告
- ① 区分1に選定された輸入申告等のうち、システム通達第5章第1節1-4の規定により通関関係書類の提出が必要な申告
 - ② 区分2、区分3に選定され、通関関係書類が電磁的記録により提出された輸入申告等のうち、シ

システム通達第5章第15節15-1（6）の規定により通関関係書類の原本を書面により提出又は提示が必要な申告（許可前に原本性の確認が必要な書類を含む申告を除く）。

③ 特例申告のうち、システム通達第5章第4節4-6の規定により特例申告控等の提出が必要な申告

3. 提出期限

許可等の日から3日以内（期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とします。）

4. 提出部門

（1）申告官署に提出する場合

申告等を行った担当通関部門へ提出してください。

（2）申告官署以外の官署に提出する場合

提出官署の通関総括部門（通関総括部門が置かれていない官署にあつては総括担当部門。以下「総括部門」という。）の窓口へ提出してください。

以上

（通関関係書類の提出に関する留意事項）

○送達票の記載

申告官署以外の官署に提出する場合には、送達票（前記2（1）については別紙様式1、前記2（2）については別紙様式2）に必要事項を記入してください。

○返却を要する書類が含まれる場合

返却が必要な通関関係書類を提出する場合には、その旨を申し出てください。

○申告官署における税関管理資料の窓口配備

通関関係書類の提出については、これまでと同様、申告官署の通関部門等に配備している「輸出入申告一覧表」等により、提出漏れがないよう確認してください。

○証明書類交付の取扱い

通関関係書類の提出を要しないこととなった申告に係る関税法第102条に係る証明については、証明書類交付申請の際に、当該通関関係書類を提示したうえで税関による証明交付を受けることとなります。その際に税関に提示された書類については、証明書類交付後、提出者へ返却することとなります。

【問合せ先】

大阪税関業務部通関総括第1部門

電話 06-6576-3313

